



よって、  
原発の運転は  
許されない。



# 原発をとめるため 裁判長を

そして原発をとめる農家たち

樋口英明(元裁判長) 河合弘之(弁護士)

近藤恵(二本松管農ソーラー) 飯田哲也(環境学者)

監督・脚本・小原浩靖(日本人の忘れもの、フィリピンと中国の残留邦人)

企画・製作・河合弘之(日本と原発)日本と再生

音楽・吉野裕司

主題歌・来連き戦士 歌・白崎映美

© 2022年/日本・カラー・ピクチャーズ  
11月10日/92分/製作・カラー・ピクチャーズ  
0115-777-0022



『日本と原発』『日本と再生』のスタッフ再集結!不屈の魂と新たな希望の誕生。

主催: 山梨県弁護士会 共催: 日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会



映画『原発を  
樋口

とめた裁判長  
&  
英明さん（元福

～そして原発をとめる  
井地裁裁判長）の

農家たち』上映  
ご講演会

## 主文、被告関西電力は、大飯原発3号機及び 4号機を運転してはならない——

福島第一原発事故から3年後の2014年5月21日、福井地裁において、事故後初めて、原発の運転を差し止めるという判決が出されました。

生命を守り、生活を維持する権利を人格権の根幹部分と位置づけ、経済活動の自由に属する原発の稼働はこれより劣位に置かれるとし、原発の安全について、確たる根拠のない楽観的な見通しの下に成り立ち得る脆弱なものと断じ、豊かな国土と、そこに国民が根を下ろして生活することが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると高らかに宣したこの判決は、日本の裁判史上に残る名判決といえます。

しかし、その後、政府は原発を最大限活用するとの閣議決定を行い、裁判所もこれに追随するかのよう判断が相次いでいます。

福井地裁判決から10年。

原発は本当に安全になったのか。なぜ司法判断は揺らいでいるのか。そして、なぜ福井地裁判決のような判決が生まれたのか。当時この判決を書いた樋口英明元裁判長を招いて、お話をうかがい、改めて原発について考える機会といたく、このイベントを企画しました。



樋口英明

元福井地裁 裁判長

主 催：山梨県弁護士会

日 時：2024年6月29日(土) 13:30-16:30(開場 13:15)

場 所：山梨県立図書館 多目的ホール(甲府市北口2-8-1)

定 員：150名

参加費：無料(事前申込不要)



左の二次元コードからお席の予約が可能です。但し席の指定はできませんのでご了承ください。



講 師：樋口英明さん(元福井地裁裁判長)

問合せ：055-235-7202

※土日はつながりませんのであしからずご了承ください。

※駐車場に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

1952年三重県生まれ。司法修習第35期。福岡・静岡・名古屋等の地裁・家裁等の判事補・判事を経て2006年より大阪高裁判事、09年4月より名古屋家裁半田支部長、12年4月より福井地裁判事部総括判事を歴任。17年8月、名古屋家裁部総括判事で定年退官。14年5月21日関西電力大飯原発3・4号機の運転差止を命じる判決を下した。さらに15年4月14日、原発周辺地域の住民ら9人の申立てを認め、関西電力高浜原発3・4号機の再稼働差止の仮処分決定を出した。著書「私が原発を止めた理由」(旬報社)で通称“樋口理論”を発表。